

電波法施行規則の一部を改正する省令案等に対する意見募集に対する意見募集の結果
—小電力セキュリティシステム等の高度化に関する技術的条件等—
(平成 26 年 5 月 24 日～同年 6 月 23 日意見募集)

【意見募集対象】

- (1) 電波法施行規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 14 号）の一部を改正する省令案
- (2) 無線設備規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 18 号）の一部を改正する省令案
- (3) 平成 24 年総務省告示第 471 号（周波数割当計画を定める件）の一部を変更する告示案
- (4) 平成元年郵政省告示第 42 号（特定小電力無線局の用途、電波の型式及び周波数並びに空中線電力を定める件）の一部を改正する告示案
- (5) 平成元年郵政省告示第 49 号（特定小電力無線局の無線設備の一の筐体に収めることを要しない装置、送信時間制限及びキャリアセンスの技術的条件を定める件）の一部を改正する告示案
- (6) 平成 4 年郵政省告示第 323 号（小電力セキュリティシステムの無線局の無線設備の一の筐体に収めることを要しない装置を定める件）の一部を改正する告示案
- (7) 平成 12 年郵政省告示第 314 号（無線設備規則第 49 条の 14 第 1 号ハのただし書の規定により、同号ハ本文の規定を適用しない無線設備及びその送信空中線の技術的条件を定める件）の一部を改正する告示案
- (8) 平成 18 年総務省告示第 659 号（別に定める特定小電力無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値を定める件）の一部を改正する告示案
- (9) 平成 19 年総務省告示第 368 号（別に定める特定小電力無線局の不要発射の強度の許容値を定める件）の一部を改正する告示案
- (10) 平成 24 年総務省告示第 422 号（別に定める特定小電力無線局の無線設備及び周波数の許容偏差を定める件）の一部を改正する告示案
- (11) 無線設備規則第 24 条第 17 項の規定に基づく 402MHz を超え 405MHz 以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の受信装置の副次的に発する電波の限度を定める件（新規制定告示）
- (12) 無線設備規則第 49 条の 14 第 3 号ハ本文の規定を適用しない体内無線設備及び体外無線設備の技術的条件を定める件（新規制定告示）

【意見提出 3件】

No.	提出された意見	意見に対する考え方
1	<p>基本的に賛成です。</p> <p>小電力セキュリティシステムが0.01Wから1Wに変わることを含めて賛成です。</p> <p>医療用システムも結構なことだと思います。</p> <p>特定小電力の最大電力が1Wになることは、簡易無線や電力会社のスマートメーター等にも影響を与えます。</p> <p>基本的に平成28年5月31日までに多くの無線局がデジタル化することを前提に色々な免許基準等が作られているので、そろそろ全体としてどうするかを考えないといけないと思うのです。</p> <p>デジタル化の基準も6.25kHzを基準に新たなものが作られています。そろそろ全体を見直して、国民全体がわかるようにして誰でもが簡単に電波が使えるようにしていただけたらと思います。</p> <p>総務省訓令第17号（平成24年6月1日）の総務省政策評価基本計画でも、第6章の計画期間内において事後評価の対象とする政策その他の事後評価の実施等に関する事項にも、情報通信（ICT政策）ということで事後評価もされるようですね。</p> <p>今までのような「省益あって、国益なし」と云われる状態から脱出して欲しいのです。電波を国民のために解放して欲しいのです。</p> <p>そうした意味で免許を要しない無線局が増えることは良いことだと思うのです。</p> <p>電波法も1Wではなく一般の人が使う電力の25W程度まで本当は無免許で使えるようにして欲しいと思います。</p> <p>誰でもが簡単に電波が使えるようにしないと携帯電話の独占状態が続きますよ。</p> <p>携帯電話は国民一人が一台以上持つ時代です。その他の無線についてもそれに近い時代を想定した方が良く思うのです。</p> <p>電力会社や電機メーカーと相談して、使いやすい無線機を開発して欲しいのです。</p> <p>これが私からのお願いです。</p> <p>アマチュア無線機並みに安くなったら無線の需要はまだまだ増えると思うのです。自動車等には需要はまだまだあると思うのです。</p>	<p>本改正案等に対する賛同意見として承ります。</p>

	<p>これからは積極的に国民が電波を使いやすくして欲しいと思うのです。 電波利用料も出荷時におさめさせる方法もありますよ。これからいろいろな無線局が増えると思うのです。国民が積極的に電波を使えるようにして欲しいものです。 電波にかかわる皆さんのいろいろなアイデアが実現できるようにお願いします。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	
2	<p>本改正案のうち、医療用データ伝送システムの技術的条件等については、国際的な整合性が考慮されており基本的に賛成致します。 ただし、周波数割り当て計画の別表 9-3 について、現行は指定周波数帯で周波数を指定されておりましたが、本改正案では指定周波数帯での指定ではなくなっています。そのため、現行との整合性を図るため、指定周波数で周波数が指定されるよう修正が必要であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【日本メドトロニック株式会社】</p>	<p>本改正案等に対する賛同意見として承ります。 また、御指摘を踏まえ、原案の修正を行い、指定周波数帯に係る告示（平成 23 年総務省告示第 507 号）等を修正します。</p>
3	<p>テレメータ、テレコントロール及びデータ伝送用特定小電力の改正の 1 つとして、送信装置と空中線の分離が挙げられると思います。 改正案では、確かに「空中線は無線設備の一の筐体に収めることを要しない」とこととされていますが、給電線と接地装置については未だ有してはいけないこととなっていますので、この点について整合性を図られるようお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">【双葉電子工業株式会社】</p>	<p>御指摘を踏まえ、整合性を図るため、平成 13 年総務省告示第 90 号を改正します。</p>